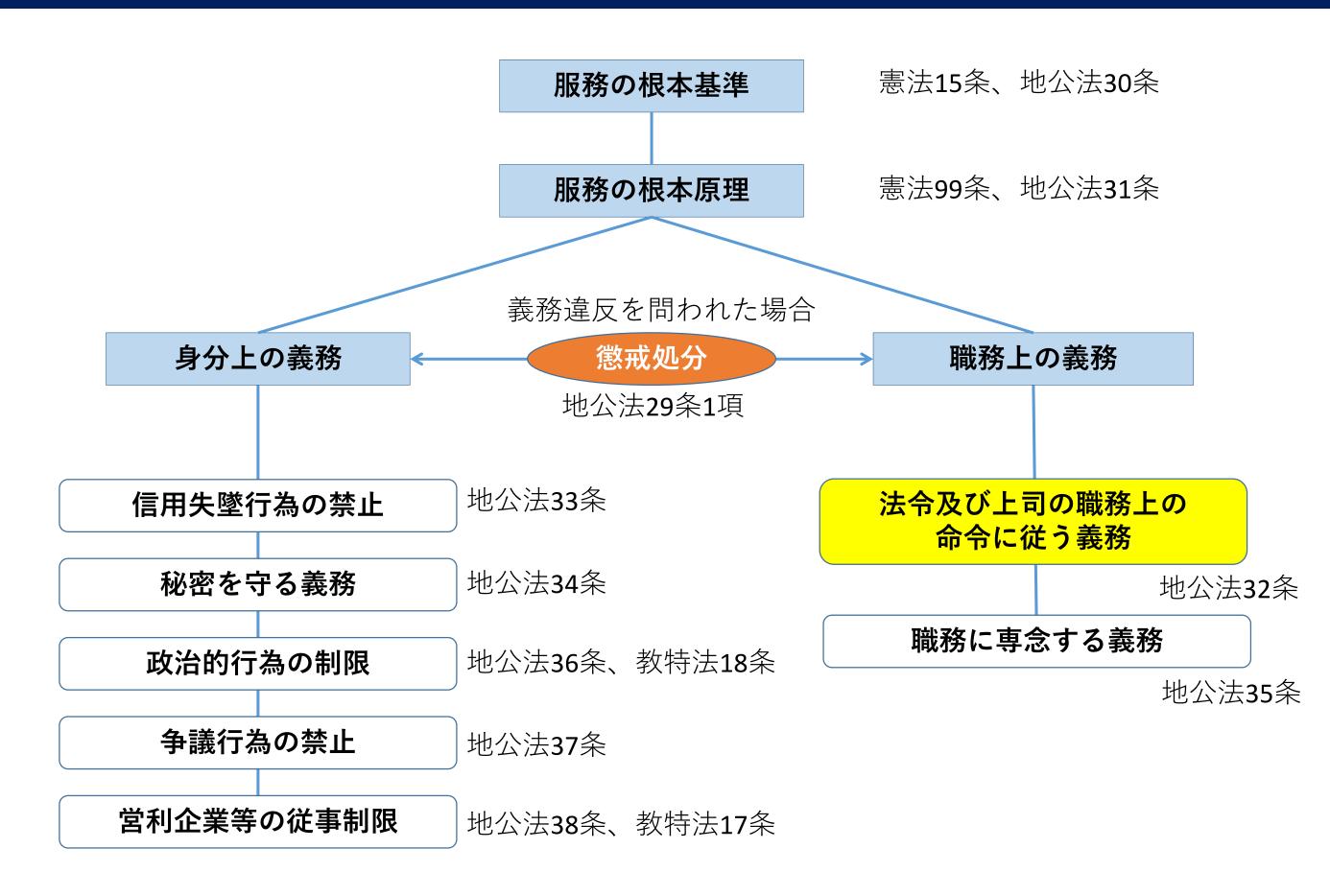
# 教職員の服務について

② 職務上の義務 その1 「法令等及び上司の職務上の 命令に従う義務」

北海道教育庁教職員局教職員課

### 地方公務員(及び教育公務員)の服務



## 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

#### ○地方公務員法(昭和25年法律第261号)(抄)

(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第32条 職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共 団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職 務上の命令に忠実に従わなければならない。

#### 【職務命令の成立要件】 (逐条地方公務員法 橋本 勇 著)

- ① 権限のある上司から発せられたものであること。
- ② 職務に関するものであること。
- ③ 実行可能であること (違法又は不能を命ずるものではないこと)

#### 【職務命令の拘束力】 (逐条地方公務員法 橋本 勇 著)

職務命令に重大かつ明白な瑕疵がある場合には、部下はこれに従う義務はない。これに対し、職務命令にその取消しの原因となる瑕疵があるにとどまるとき、あるいは有効な職務命令であるかどうか疑義があるに過ぎないときは、職務命令は有効である推定を受け、職員はその職務命令が権限ある機関によって取り消されるまでは、その命令に従う義務がある。

#### 【ある主張①】

私は、自分の信じたことしか子どもたちに教えない。だから校長の命令には従えない。

- 校長は「校務をつかさどり、所属職員を監督する」権限を 有しており(学校教育法第37条第4項)、所属職員の上司 に当たる。
- 校長の職務命令が、有効な職務命令であるかどうか疑義があるに過ぎないときは、職務命令は有効である推定を受け、職員はその職務命令が権限ある機関によって取り消されるまでは、その命令に従う義務がある。
- すなわち、職務命令には拘束力が認められる。しかし、違法性が重大かつ明白である場合には、<u>例外的に</u>服従義務が否定される。(行政組織法 藤田宙靖 著)
- 職務命令に違反した場合には、懲戒処分等を受ける可能性がある。

#### 【ある主張②】

この仕事は私の仕事ではない。私に担当させようとする校長 の命令には従えない。

- 校務分掌をどの職員に担当させるかについては、校務をつかさどる校長が、学校教育法第37条で定められた職務を中心としつつ、その権限と責任の下に、実情に応じて決定するものである。
- 校務分掌は職務命令であるから、有効な職務命令であるかどうか疑義があるに過ぎないときは、職務命令は有効である推定を受け、職員はその職務命令が権限ある機関によって取り消されるまでは、その命令に従う義務がある。
- すなわち、職務命令には拘束力が認められる。しかし、違法性が重大かつ明白である場合には、<u>例外的に</u>服従義務が否定される。(行政組織法 藤田宙靖 著)
- 職務命令に違反した場合には、懲戒処分等を受ける可能性 がある。

## 【説明のまとめ】

- 職務命令が、有効な職務命令であるかどうか疑義があるに過ぎないときは、職務命令は有効である推定を受け、職員はその職務命令が権限ある機関によって取り消されるまでは、その命令に従う義務があることを、確実に理解する必要がある。
- 職務命令には拘束力が認められる。しかし、その違法性が重大かつ明白である場合には、例外的に服従義務が否定されるが、この場合はあくまでも例外的な場合であることを理解する。